

租税競争を生じさせない法人税改革

—ポスト BEPS 防止活動の国際課税の方向性の模索—



太陽 Grant ソートン 税理士法人
国際税務・マネジャー

原田 誠
HARADA Makoto

プロフィール

1989年4月 国税専門官試験により東京国税局に採用
2005年3月 修士(学術)(早稲田大学)取得
2015年11月 博士(学術)(早稲田大学)取得
論文「国際課税における租税回避の問題と対応」
2018年1月 太陽 Grant ソートン 税理士法人に勤務

1 はじめに

国際的な租税回避による税源浸食及び利潤移転 BEPS (base erosion and profit shifting) を防止する取組みを OECD 租税委員会が行ってきたが、その最終報告書が 2015 年 9 月に公表された。この取組み(以下、「BEPS 防止活動」という)は、OECD 加盟国だけでなく、G20 加盟国も巻き込み、税務行政においては、かつてないグローバルな活動となった。日本を始めとして世界各国の税務当局の BEPS 防止活動に対する評価は高く、今後の国際課税の潮流は BEPS 防止活動による報告書に沿って進んで行き、国際的な租税回避に対して今までにない強力な防止策となるだろうと筆者も考えている。

しかし、その一方で、BEPS 防止活動は、ループホー

ルを塞ぐその場しのぎの施策で根本的な問題を解決していないという批判もある。例えば、Devereux [2015] は、現行の OECD モデル租税条約型の国際課税の制度の下では、利潤に課税する権利を利潤の生じた国に配分する規定が、既にグローバル化が進展した経済状況の下では時代遅れになっており、国家間の租税競争を助長する弊害を招くため、BEPS 防止活動が基本的な問題を解決するための検討を行っておらず、租税競争を生じさせないための抜本的な租税制度の改革が必要であると指摘する。

そこで、本稿では、現行の国際課税の基本的枠組みの問題点と、そこから生じた国家間の租税競争を取り上げ、その弊害を取り除く安定的な国際課税制度のあり方として提案されている Avi-Yonah [2015] の多国間アプローチ、Tanzi [2016] による世界税務当局設立の提案、Devereux [2015] の改革の提案を検討し、今後の国際課税制度の長期的な方向性を模索していきたい。

2 国際課税の基本的枠組みの問題点

現行の国際課税制度のソース・ルール¹の基本的枠組みは、源泉地国に能動的所得 (active income)²の課税権を与え、居住地国に受動的所得 (passive income)³の課税権を与えることにより二重課税を防止することとされている。その起源は 1920 年代

1 ソース・ルールとは、国内源泉所得の範囲を決めるルールである。現行の日本のソース・ルールに関する主要な規定は、所得税法 161 条と法人税法 138 条である。所得税法 161 条は、非居住者及び外国法人に対する国内源泉所得の範囲を規定し、法人税法 138 条は、外国法人が日本で法人税を課される範囲を規定する。

2 能動的所得とは、実質的な事業活動から生じた所得、つまり法人課税の場合は事業所得を指し、個人課税の場合は、売上、手数料収入などの事業所得、及び、給与所得等を意味する。

3 受動的所得とは、使用料(リース、レンタル、ライセンス料)、利子といった投資による運用益や知的財産権の提供のみで得られる対価など実質的な事業活動を伴わない所得を言う。

に遡る⁴。国際商工会議所 (International Chamber of Commerce) が国際的二重課税を防止することを目的とした二重課税問題委員会を設置したことから、国際連盟が国際税制会議 (International Finance Conference) を召集してこの問題を連盟が扱うこととして、財政委員会が設置された。この財政委員会は、モデル租税条約を作成する役割をも担うこととなった。この財政委員会は、国際的二重課税と国際的租税回避の問題を実務的な側面から検討する財政専門家委員会 (Committee of Technical Experts)、及び、経済学者により構成される経済学者委員会 (Committee of Economic Experts) を組織した。1923年に経済学者委員会が公表した報告書に、前述の現行の国際課税制度のソース・ルール (源泉地国に能動的所得、居住地国に受動的所得の課税権を割り当てる) が提案された。この基準は、資本輸出国と資本輸入国の経済学者による妥協の産物であるとして「1920年代の妥協 (1920s compromise)⁵」と呼ばれることがある。

オックスフォード大学の Devereux [2015] は、現行の国際課税制度のソース・ルールが整備された1920年代には能動的所得と受動的所得が明確に区分できていたが、21世紀においては、国際課税制度の効率性と安定性の基礎となる技術、流通、金融、及び、事業慣行などの経済状況が当時と21世紀では異なっており、源泉地国課税と居住地国課税の区分が難しくなっているため、現行のソース・ルールが時代にそぐわなくなってきたと指摘した⁶。現在の多国籍企業は、最終親会社の居住地国は一つであるにしても、その株主は全世界に居住しており、また、その子会社や関連会社も世界中で事業活動を行っている。また、その事業活動の内容も、研究開発、生産、マーケティング、金融と多岐にわたり、その消費者も世界中に散らばっている。そのような状況で、利潤が生じた場所を居住地・源泉地国の二区分のソース・ルールで判別するのが難しくなっているからである。

このように既存のソース・ルールが時代遅れで、現在の経済状況にそぐわないという意見は、財政学者

に限らず、租税法学者からも指摘されている。例えば、Avi-Yonah [2015] は、各国で所得分類に関する規定が異なることが原因で、既存のソース・ルールに大きな問題が生じていると指摘する⁷。現在の租税体系では、所得分類により所得区分が決定され、所得区分に基づくソース・ルールにより、自国の所得に課税権が与えられる。一つの取引に関して、両国で異なる所得区分が行われてしまうと、この場合も二重課税、あるいは二重非課税が生じるケースがある。例えば、Avi-Yonah [2015] が指摘するように、米国での Wodehouse 判決⁸では、イギリス居住の漫画家が米国市場を通じて米国出版会社に将来の物語を出版する権利を一括で譲渡した場合に、漫画家である納税者は資本所得 (capital gain) として売却者の居住地 (イギリス源泉所得) と認識したのに対して、米国最高裁は、著作権の使用又は譲渡対価 (royalty) として使用地である米国源泉所得であると判示した。この場合、納税者はイギリス政府に資本所得の申告を行い、さらに米国では著作権譲渡対価として源泉徴収を受けるため、二重課税が生じることとなる。

このように、いわゆる「1920年代の妥協」とも言われる現行のソース・ルールのもとでは、二重課税、そして二重非課税の回避も十分には、機能しなくなっている状況にあるといえる。それに加えて、現行の時代遅れのソース・ルールのため、国家間の租税競争による弊害が発生していることも指摘されている。

3 国家間の租税競争

政府は、様々な目的の下で国際課税制度に関する政策を決定する。税収を上げることは当然に第一の目的となる。しかし、それだけではなく、対内投資を誘致すること、そして、本国企業に競争上の優位を与えることによる産業の育成という二つの目的も背後にある。Devereux [2015] は、この二つの目的のための租税政策として、イギリスの金融会社部分税額免除制

4 鶴田 [2015]、Graetz [2001]、Devereux [2015] 等を参照。

5 Graetz [2001]、Devereux [2015] 等

6 Devereux [2015:55] 参照。

7 Avi-Yonah [2015:15] 参照。

8 Commissioner v. Wodehouse 337 US 369 (1949)

度（FCPE: Finance Company Partial Exemption）と米国のチェック・ザ・ボックス規則⁹を例に挙げて、ともに租税競争を助長し、国際課税制度を蝕んでいると指摘する¹⁰。

イギリスのFCPEは、オフショアのグループ内金融から生じた利潤に対しては実効税率を5%（2015年の場合）に制限する税制である。FCPEは、イギリス政府側から見ると「実践的で競争的なアプローチ¹¹」と評価されている一方で、国際課税の最先端の租税実務家からは、「ほとんど政府公認の租税回避制度¹²」であるとも言われている。なぜならば、イギリスの多国籍企業が、オフショア金融会社を設立して銀行借入を行ない、海外子会社に貸し付けることにより、イギリス国内の会社では銀行の支払利息を損金に算入し、海外子会社はオフショア金融会社からの借入金の支払利息を損金算入できる。この場合のオフショア金融会社は通常の法人税率の約4分の1の5%の税率が適用されるに過ぎないからである。

Devereux [2015] は、図1のようなタックス・プランニングの例により、米国のチェック・ザ・ボックス規則が租税回避に用いられていると説明している¹³。米国親会社（P社）が米国で特許を発明し、高税率国で事業活動を行う100%子会社S1社と、タックス・ハイブン国にS1社の100%子会社であるS2社を設立したとする。S2社がP社から米国以外の特許権を購入し、費用分担契約（cost sharing agreement）を締結する。次に、S2社がS1社に特許権の使用許諾を行ない、その使用料を受け取る契約を締結する。S1社は、特許権使用料を損金計上することにより高税率国での課税を免れ、S2社は、タックス・ハイブン国で低税率の課税のみを受けることとなる。1997年にチェック・ザ・ボックス規則が導入されるまでは、サブパートF規則¹⁴により、S2社の所得をP社の所得として課税することにより、このスキームによる

ループホールを塞ぐことが出来ていた。

しかし、チェック・ザ・ボックス規則により米国国内での課税関係は全く違ったものとなった。同規則は、外国事業体も構成員課税か法人課税かを選択できるため、S2社をパス・スルー事業体として取り扱うことにより、S2社は独立事業体ではなく、高税率国に所在するS1社のタックス・ハイブン国の支店と同様の取扱いとなる。そのため、S1社とS2社間の取引は米国の税制上は内部取引となり、タックス・ハイブン国の子会社の所得を米国親会社の所得として取り込むというサブパートF規則は、機能しなくなってしまった。

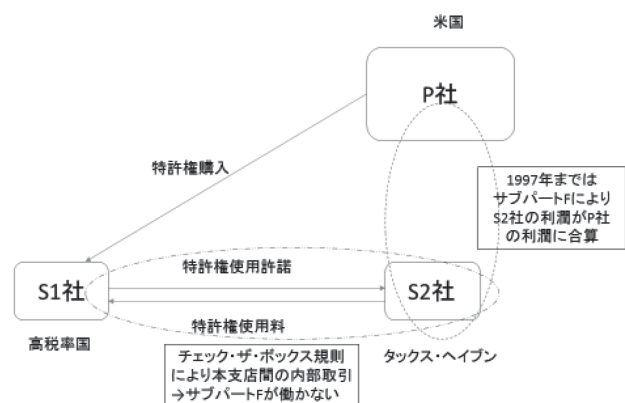


図1 チェック・ザ・ボックス規則を用いた
タックス・プランニング
(Devereux [2015:63] に基づき筆者作成)

Grubert and Altshuler [2005] の実証分析によれば、チェック・ザ・ボックス規則は、米国の多国籍企業のタックス・プランニングに大きな影響を与え、企業グループの支払側が損金計上するロイヤリティ、利子等の費用に対して、その受取側の企業では益金に算入されない内部取引の増加によって、1997年よりも2002年の米国多国籍企業の支払った税額は700万ドル少ないという結果が得られている。このように、対内投資の誘致、及び、自国企業への競争上の優位性の授与と

9 米国は、1997年にチェック・ザ・ボックス規則を導入し、事業体が当然法人（per se corporation、会社段階で当然に法人課税を受ける法人）に該当しない場合に、構成員課税（その事業体自体は法人課税の対象とならず、その株主である構成員が課税主体となる）、又は、団体課税（その事業体自体が法人課税を受ける）のどちらかを選択できることとした。チェック・ザ・ボックス規則は、外国子会社についても構成員課税か法人課税かを選択できることとした。そのことで、子会社を支店として取り扱うことを実質的に認めたこととなり、本支店間取引や支店間取引を用いた租税回避が行われるケースが多くなってきた。

10 Devereux [2015:62] 参照。

11 HM Treasury and HM Revenue and Customs [2011:para.6.2] 参照。

12 Goodall [2012] 参照。2012年では、実効税率5.5%であったが、以降、税率引き下げが行われている。

13 Devereux [2015:63] 参照。

14 日本でのタックス・ハイブン税制と同様にタックス・ハイブン国の子会社の所得を親会社の所得と見なす。

いう二つの目的による租税政策から派生した国家間の租税競争は、「底辺への競争（race to the bottom）¹⁵」と比喩されるように税収の減少を招き、政府にとって十分な財政が賄えなくなるという問題を生じている。これに対して、どのような解決策があるか、租税競争を生じさせないような新たな国際課税制度の抜本的改革に関する提案を検討する。

4 国際課税制度の新たな改革案

（1）Avi-Yonah [2015] の多国間アプローチ

アップル、スターバックス、アマゾン等の事例が示す通り、多くの多国籍企業が本来負担すべき租税に比べ、過少な租税負担しか行っていないことが明らかになってきた。それに対抗するように、OECD 租税委員会の BEPS 防止計画は多くの提案を行ない、税源浸食及び利潤移転の防止に効果的であるだろうと期待されている。今後、暫くは、この流れが続くだろうと考えられる。しかし、21 世紀において多国籍企業に課税するにあたって、これまで採用されてきた二国間の租税条約により、二重課税と租税回避を防止するアプローチ（unilateral approach）は既に時代遅れであるので、多国間アプローチ（multilateral approach）によることが重要で実行可能であると Avi-Yonah [2015] が提案している。Avi-Yonah [2015] の提案する多国間アプローチ（multilateral approach）とは、多国籍企業の居住本拠地の政府は、その多国籍企業の全世界利潤に自国の税制に従って課税し、その多国籍企業が外国に対して支払った外国税額控除を、居住本拠地国での税額を上限として認めるという方式である¹⁶。この場合、多国籍企業の居住本拠地（residence jurisdiction）は、本拠地の設立準拠法を居住地国とする設立準拠法主義、及び、株主総会や取締役会といった管理支配地を基準とする管理支配地主義の両方の基準が用いられることとなるが、Avi-Yonah [2015] は、設立準拠法による場合は多国籍企業の居住本拠地を容易に移転さ

せやすいことから、管理支配地主義によることが望ましいとする。

Avi-Yonah [2015] の提案する多国間アプローチ（multilateral approach）の課税方法によれば、多国籍企業の全世界利潤が合算課税の対象となるために、OECD 租税委員会の指摘するハイブリッド事業体（hybrid entity）¹⁷ を利用した利潤移転操作の防止には有効である。また、移転価格を操作しても全世界利潤は変わらないので、移転価格操作による利潤移転の問題も解決されると考える。次に、財政学者である Tanzi [2016] は、世界税務当局の設立を提案しているので、これを見ていくこととする。

（2）Tanzi [2016] による世界税務当局設立の提案

国家を越えて、地球規模での非競争性と非排他性を有する「公共財」である「グローバル公共財（global public goods）¹⁸」という概念が生まれてきた。グローバル公共財には、例えば、世界平和、環境、温暖化の予防、世界金融システム及び世界経済の安定性等が挙げられる。これらのグローバル公共財を供給し維持するために、これまで、国際団体により様々な国際機関（例えば、国際連合（UN）、世界銀行（the World Bank）、世界貿易機関（WTO）、世界保健機関（WHO）等）が生まれてきた¹⁹。同様に、これまでに各国政府間で様々な租税協調の試みも行われてきた。例えば、二重課税の排除と脱税の防止を目的とした二国間での租税条約の締結、欧州委員会（European Commission）による指令（directives）の公表、OECD 租税委員会によるガイドラインの公表や BEPS 防止活動などである。この中でも、特に OECD 租税委員会の BEPS 防止活動は、OECD 諸国のみでなく、G20 を巻き込んだ世界的な租税活動であるとして大きく評価されている。しかし、OECD 租税委員会は、公開討論と議論の場であって、意思決定を行う機関ではないので、現在のところ、グローバルな租税政策により国家間の租税の関係を規制、調整し、不正な租税競争を制限し、世界的な脱税を防止する役割を担う意

15 Grubert and Altshuler [2005] 参照。

16 Avi-Yonah [2015:94] 参照。

17 ある国の租税法上では構成員課税（パス・スルー）の事業体として取り扱われ、他の国の租税法上は法人として扱われるといった、両国間で租税法上の取扱いの異なる事業体をハイブリッド事業体という。

18 Kaul et al. [2003]、Razin and Sadka [1999] 参照。

19 Tanzi [2008] は、これらの国際団体が世界政府の下で省庁の代理の役割を担っているものとして位置付けている。

思決定機関は存在しないと言わざるを得ない。

そこで、Tanzi [2016] は、超国家的な世界税務当局(WTA : World Tax Authority)の設立を提案した²⁰。この強力で権限ある世界的助言と審判を担う機関により次のような5項目の改革を進めるべきであるというのが、Tanzi [2016:259] の主張である。(1) 居住地国課税の原則の適用範囲を拡大し、単純に住所を変えることにより租税債務を減少させることを防止する。(2) 源泉地課税の適用を多様化する。(3) 課税標準の定義の見直しと定式配賦方式(formulary apportionment)²¹の採用などによる法人所得課税の抜本的な改革を進める。(4) 国家間での情報交換制度を円滑化する。(5) 国境を越えて営業活動を行う法人と個人に対して、国別報告書の提出を義務づける。そして、世界税務当局により、個別の政府では徴収できない租税を「国際歳入(International Revenue)」として徴税し、グローバル公共財の供給や個別政府への還元に割り当て、加盟国のために納税者に関する情報の収集も行うという提案を行っている²²。

さらに、世界税務当局に参加国の租税政策の実施について常に監視(surveillance)する強力な権限を与え、全ての国の代表による会議の評決により「不公正」であると判定されれば、参加国に対して是正を勧告するという任務を与えることも提案している²³。現在のところ、EU域内においてさえ、このような試みは実現していない。しかし、将来的には、OECD租税委員会のBEPS防止活動が浸透して、多大な効果を上げれば、同委員会が発展、解消する形での世界税務当局の誕生もあり得るかもしれない。最後に、財政学の権威であるDevereux [2015] の三つの提案を見ていくこととする。

(3) Devereux [2015] の三つの提案

Devereux [2015] は、国家間の租税競争を防止す

るような安定した法人税体系として、三つの代替案を提示している。

(a) 定式配賦方式の導入

最初の提案は、国家間の利潤を配分するに当たって「定式配賦方式」を導入することである²⁴。Devereux [2015] は、現行のOECD移転価格ガイドラインが支持する独立当事者間基準(arm's length standard)²⁵による利潤配分が、「利潤が生じた場所」を基準として認識することとしているが、現在の経済状況ではその「利潤が生じた場所」を認識することが複雑になっており、意図された通りの真実の利潤配分は現行制度では既に困難になってきていると指摘している²⁶。そのため、定式配賦方式を用いて一定の基準(売上高、人件費、資産等)により国家間に税収の配分を行う方がより真実の利潤配分が実現できるというのである。しかし、この定式配賦方式の導入に関しては、EU域内のCCCTB(Common Consolidated Corporate Tax Base: 共通連結法人課税標準)の失敗例が示すように、概算的な形式基準による利潤の配分が行われるため、国家間の税収配分に歪みが生じてしまうという批判から、国際的な合意が得られにくいという問題点がある。そのため、実施可能性に疑問が残ると考えられよう。

(b) 単純な課税標準の導入

Devereux [2015] が提案する第二の代替案は、単純な課税標準の導入である。近年における法人課税の中心的な課題は、生産効率性を達成するような、歪みのない利潤課税をいかにして設計するかであった。一般的に、生産行動に歪みを与えない法人課税は、好ましいとされるが、現実には、このような課税を行うことは困難であると考えられている。

しかし、Devereux [2015] は、生産効率性とは関連が少ない、単純な課税標準を導入することで、生産効率性を妨げない課税が可能であると主張する²⁷。「単

20 Tanzi [2016:259] 参照。

21 定式配賦方式とは、国家間の税収配分基準として、多国籍企業グループの全世界利潤を、売上高・人件費・資産等の要素に基づく一定の定式(formula)によって各国に配分する方法のことをいう。

22 Tanzi [2016:259] 参照。

23 Tanzi [2016:261] 参照。

24 Devereux [2015:79] 参照。

25 独立当事者間基準とは、企業グループ内の取引価格を決定するにあたって、独立の当事者間であればなされたであろう取引を基準として算定するという基準である。

26 Devereux [2015:79] 参照。

27 Devereux [2015:81] 参照。

純な課税標準」の一例として、金額算定と課税が容易である（１）売上金額、（２）固定資産額、（３）売上原価、（４）人件費が挙げられている²⁸。

確かに、単純な課税標準を基準にして税額を算定するということは、簡素な方法ではあるが、課税標準となる金額を低くすることで担税額を少なくするという企業のインセンティブが働くのではないとも考えられる。そのため、Devereux [2015] の次の提案が、租税競争の防止に有効であり、なおかつ実行可能であると考える。

(c) VAT 型キャッシュフロー仕向地法人税

Devereux [2015] による三つ目の代替案は、第三者に対する売上の場所を基準として利潤の配分を行うという仕向地課税（destination-based tax）の提案である²⁹。この提案は、法人税は最も移動可能性の低い要因により利潤配分がなされるべきであるという観点からなされている。すなわち、消費者の移動可能性は、多国籍企業の要素（例えば、研究開発、製造、販売、マーケティング活動、財務等）に比べて低いため、第三者に対する売上の場所を利潤の配分基準とすることで、その移動可能性を少なくし、ひいては租税競争の発生を抑制しようという提案である。このような仕向地課税を法人税に活用しようという提案は、最初に Bond and Devereux [2002] により行われ、その延長として、イギリス Institute for Fiscal Studies により公表された「マーリーズ・レビュー（Mirrlees [2011]）」の中で、Auerbach, Devereux, and Simpson [2011] により、VAT 型仕向地キャッシュフロー法人税（VAT type destination-based corporate cash flow tax）の提案としてまとめられた³⁰。

仕向地課税は、多くの場合、間接税において用いられ、付加価値税（VAT）が輸出を免税とし、輸入に課税することで消費者の位置する付加価値に課税するものであるのに対し、仕向地法人税は、直接税として付加価値ではなく利潤に課税するものである。VAT 型仕向地キャッシュフロー法人税においては、表 1

の通り、海外で発生したキャッシュの流入・流出を考慮して課税標準を算出することとなる。そのため、VAT 型仕向地キャッシュフロー法人税の課税標準は、付加価値税の課税標準から人件費を控除したのと同じになる。この場合、R（実物取引）ベースでは、財・サービス・固定資産の売上がキャッシュ流入となり、原材料の購入・人件費・固定資産購入がキャッシュ流出となる。R ベースでは、金融資産は課税標準に含まれていないが、R + F ベースでは、実物取引に金融取引も加わるので、R ベースの他に借入金増加・受取利息がキャッシュ流入に、借入金返済・支払利息がキャッシュ流出に加わるので（表 1 参照）、固定資産の購入（つまり投資）と借入による資金調達が中立的となるという利点がある。

表 1 R、R+F、及び、S ベース
（Auerbach, Devereux, and Simpson [2011:842]）

| | R ベース | R + F ベース | S ベース |
|-------------|--------------------------------------|---|------------------|
| キャッシュ 流入 | 財・サービス・ 固定資産の売上 借入金増加・受 取利息 | 財・サービス・ 固定資産の売上 | 自己株式の取得 ・支払配当 |
| キャッシュ 流出 | 原材料の購入・ 人件費・固定資 産購入 | 原材料の購入・ 人件費・固定資 産購入 借入金返済・支 払利息 | 新株発行・受取 配当 |

Devereux [2015] は、経済学的な見地からこの提案により既存の租税制度の問題点を解決できると指摘する。消費者の位置する場所で課税されるため、投資の場所に影響されない。そして、最終消費者への売上により課税所得が決定されるから、グループ内の移転価格決定にも影響されない。さらに、消費者が高い法人税率に反応して移動することは考えられないため、税率を巡る競争も生じなくなるというのである³¹。

一方で、その弊害を指摘する分析結果もある。例えば、土居 [2011] は、VAT 型仕向地キャッシュフロー法人税は、外国政府が課税しておらず、自国政府のみが課税する場合には、企業の国際的な立地選択に

28 Devereux [2015:81] は、この場合であっても、既存の租税制度のように課税標準それ自体が移動可能であれば、国家間の租税競争を止めることとはならないと注意喚起している。

29 Devereux [2015:79] 参照。

30 Auerbach, Devereux, and Simpson [2011:885] 参照。

31 Devereux [2015:79] 参照。

影響を与えないが、自国と外国がそれぞれに課税する状況下で、自国が資本輸出国である場合には、自国のVAT型仕向地キャッシュフロー法人税の税率が企業の国際的立地選択に影響を与えることを指摘した³²。

このように、VAT型仕向地キャッシュフロー法人税は、国家間の租税競争を抑制するという観点からは望ましいが、多国籍企業の立地選択には歪みを生じさせる場合があるという欠点もあり、実施に際してはどのような問題点があるのか、更なる分析が必要となるであろう。

5 むすびにかえて

本稿では、1920年代の妥協とも呼ばれる国際課税の基本的枠組としてのソース・ルールが現在では既に時代遅れとなっていること、それが原因で租税競争の問題が発生していることから、ポスト BEPS 防止活動のテーマとして租税競争を生じさせないような抜本的な法人税改革をいかにして構築するかについて議論してきた。伝統的な国際的租税協調の流れとしては、原田 [2013] で指摘したように Musgrave and Musgrave

[1972] の国家間公平を考慮した租税協調の考え方が根底にあるものと考えられる。しかし、現在でもランプ政権に米国連邦法人税の税率を 35% から 21% へと引き下げる³³ という動きに見られるように、「底辺への競争」と呼ばれる法人税率の引き下げによる租税競争は止まるところを知らない。

そこで、長期的で抜本的な法人税改革案として、Avi-Yonah [2015] の多国間アプローチ、Tanzi [2016] の世界税務当局の設立、Devereux [2015] の三つの改革案を取り上げ、検討を行ってきた。筆者としては、Devereux [2015] の提案する VAT 型仕向地キャッシュフロー法人税が、移動可能性の低い消費者の所在地を利潤配分の基準におくという意味で、国家間の租税競争を抑制し、なおかつ実行可能性の高い改革案であると考えている。しかし、土居 [2011] の指摘するように多国籍企業の国際的な立地選択に歪みを生じさせるという問題も指摘されており、今後、実施に際して、国家間の租税競争を抑制するという長所を見据えたいうえで、どの程度の弊害や問題が生じるのか、実証研究等の結果を待って比較衡量し、更なる検討が必要となると考える。

32 土居 [2011:144] 参照。

33 日本経済新聞 2017 年 12 月 21 日朝刊

【参考文献】

- Auerbach, A., Devereux, M.P., and Simpson, H. [2011] Taxing Corporate Income, in Mirrlees [2011] 837-893
- Avi-Yonah, R. S. [2015] Advanced Introduction to International Tax Law. Edward Elgar Publishing, Inc. Massachusetts, USA.
- Bond, S., and Devereux, M.P. [2002] Cash Flow taxes in an Open economy, CEPR Discussion Papers 3401
- Devereux M. P. [2015] Are We Heading toward a Corporate Tax Systems fit for the 21st Century? 『協働社会における財政』（財政研究第 11 巻）50-86
- Goodall, A. [2012] Corporation tax at 5.5% is “Almost Government-Approved avoidance” Says Tax Adviser, Tax Journal, 17.
- Graetz, M. J. [2001] Taxing International Income: Inadequate Principles, Outdated Concepts, and unsatisfactory Policies, Tax Law Review, 54. 261-336
- Grubert, H. and Altshuler, R. [2005] Three Parties in the Race to the Bottom: Host Governments, Home Governments and Multinational Companies, Florida Tax Review, 7. 153-172
- HM Treasury and HM Revenue and Customs [2011] Controlled Foreign Company (CFC) Reform: response to Consultation. Available at : https://www.gov.uk/government/uploads/attachment_data/file/81304/consult_cfc_detailed_proposals.pdf
- Kaul, I. Pedro, C. Katell le G., and Ronald, U.M. [2003] Providing Global Public Goods: Managing Globalization, Oxford University Press, UK.
- Mirrlees, J. eds. [2011] Dimensions of Tax Design : The Mirrlees Review, Oxford University Press, UK.
- Musgrave, R.A. and Musgrave, P.B. [1972] Inter-nation Equity, in Modern Fiscal Issues: Essays in Honor of Carl S. Shoup, Ed., Bird and Head, University of Toronto Press, Toronto: 63 (川端康之=川崎元敬=清水雅彦 (訳) [1988] 『国家間の公平 (マズグレイブ=マズグレイブ)』『関西大学大学院 法学ジャーナル』Vol.51, 26 頁)
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) [2013] Revenue Statistics of OECD Countries, OECD, Paris.
- Tanzi, V. [2008] The Future of Fiscal Federalism, European Journal of Political Economy, 24. 705-712
- [2016] Lakes, Oceans, and Taxes: Why the World Needs a World Tax Authority, in Pogge, T. and Mehta, K. eds, Global Tax Fairness, Oxford University press, UK. 251-264
- Razin, A. and Efraim, S. [1999] The Economics of Globalization : Policy Perspectives from Public economics, Cambridge University Press, UK.
- 鶴田廣巳 [2015] 「多国籍企業の時代と国際課税制度改革のゆくえ」『協働社会における財政』（財政研究）第 11 巻 88-103
- 土居丈朗 [2011] 「仕向地法人課税の経済分析」『フィナンシャル・レビュー』（財務省財務総合研究所）102 号 128-144
- 原田誠 [2013 年 3 月] 「国際課税における租税協調—国家間公平を考慮した租税協調のあり方—」『社会学論集』第 21 号 295-306